

文化審議会第2期博物館部会（第3回）

令和2年9月3日

【島谷部会長】 それでは文化審議会第2期第3回の博物館部会を開催いたします。御多忙のところ皆さんお集まりいただき、ありがとうございます。

本日はオンラインと対面での会議ということで、まず事務局にてオンライン参加の方々の接続の確認をお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局の稲畑です。よろしくお願いいたします。前回の会議はZoomを用いて実施しましたが、今回はWebexというシスコの別のシステムを使っています。名簿順にお声がけしますので、音声と映像に不備がなければ問題ない旨を御回答ください。

（接続確認）

【稲畑補佐】 今日はゲストスピーカーとして、京都国立博物館の栗原副館長にも文化庁の会場にお越しいただいています。よろしくお願いいたします。

【栗原氏】 よろしく申し上げます。

（稲畑補佐よりオンライン会議の注意点について説明）

【稲畑補佐】 本日は文化庁会場で今里次長と出倉審議官も出席しています。

【今里次長】 文化庁次長の今里です。この博物館部会では、これまで博物館に関する今後の課題をいろいろと整理して議論してきました。そのなかで、コロナによる休館の期間、そしてその再開した直後の時期には、コロナ禍での博物館の対応や在り方等、当初の予定とは違う議論をしていただきました。

今日からはまた、学芸員を取り巻く課題と今後の在り方について議論いただくということで、本筋に戻ります。どうぞ皆さまよろしくお願いいたします。

【出倉審議官】 7月28日付で新しく文化庁の審議官になりました、出倉と申します。今回からこの博物館部会の議論にも参加させていただきたいと思いますので、いろいろ御指導いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局からは以上です。

【島谷部会長】 それでは、議事に入ります。本日の議事は今里次長からお話がありましたように、「学芸員を取り巻く課題と今後の在り方について」となります。初めに、文化庁から昨年度第1期第3回の学芸員養成に関する議論のおさらいと論点、そして昨年度文化

庁事業により実施した博物館調査研究事業について報告いただいた後、学芸員採用、研修、キャリア等の実態と課題について栗原京都国立博物館副館長と可児美濃加茂市民ミュージアム館長よりお話を頂き、それらを参考に皆様方から御意見を頂ければと考えております。

また最後に、昨年度博物館部会でも御議論、御報告しており、本年成立しました文化観光拠点施設を中核とした博物館における文化観光の推進に関する法律に関して、これも文化庁から文化観光推進法に基づく計画認定について報告いただきます。なお、会議資料は事務局から皆さんに事前にお送りしております。資料が見られるか御確認いただき、何かありましたら事務局にお知らせください。

ではまず、学芸員を取り巻く課題と今後の在り方について、文化庁からの報告をお願いいたします。

【稲畑補佐】 資料1を御覧ください。部会長からの御説明のとおり、今回は学芸員を取り巻く課題と今後の在り方について御議論いただきますが、今年の1月に開催した、第1期第3回の博物館部会において、学芸員養成制度に関する議論を行っていましたので、その簡単な振り返りをさせていただきます。

この回では、浜田委員と高田委員からそれぞれ御報告を頂きました。浜田委員から博物館学芸員の養成の現状と課題についてまとめていただいた上で、特に学芸員の現場の様子と高度化の議論にミスマッチがあるのではないかと御指摘を頂きました。その上で、学芸員の資格として大学院の修了者に関しては1種、学部に関しては2種、短大に関しては3種といった階層化、役割、資格を付与してはどうかと御提案を頂いています。

次に高田委員からは、博物館の実習についてまず御意見を頂きました。実習においては大学と博物館の連携協力が不十分なのではないかという点を御指摘いただくとともに、博物館側の受入れ体制が非常に不十分である、人材不足であると御指摘も頂いています。その上で、学芸員の養成課程として大学側、博物館側、あとは国のやるべきことについて、それぞれ御指摘を頂いていました。

それを踏まえて1ページ上部の四角枠に囲まれた部分をご覧ください。御議論いただいた結果、たくさんコメントを頂きましたが、大きく要点をまとめています。まず、館の規模や館種によって非常に多様である学芸員に、共通に求められる資質とは何かという点に関して議論がありました。また、現場の学芸員に対して、養成の段階だけではなくて、キャリアや再教育の必要性についても御指摘がありました。さらに、3点目以降については、大学院における養成、浜田委員に御提案いただいた大学院における養成ですとか、博物館実習に

おける館と大学の連携、高田委員に御指摘いただいた事例についても議論しました。研修に関しては、職員が研修に出ているときに、特に規模の小さい館については、研究に出た職員の後補充の支援の必要性についても御指摘を頂いています。加えて、学芸員だけではなく、館長なども含めて博物館という組織全体でのチームビルディングについて考えるべきではないかと御指摘も幾つか頂いていました。

以上が第1期第3回の議論でした。

今回は、この主なコメントの中にもありましたとおり、養成ももちろんですが、養成だけでは解決し切れないような研修、キャリアアップ、そのような点もオープンに入れて議論をしたいと思っていますので、今日報告いただくお二人には、そのような観点からお話を頂きたいと思っています。

お二人に報告を頂く前に、第1期第3回にお話をさせていただきましたが、文化庁で令和元年度に博物館の機能強化に関する調査を行いましたので、その結果について御報告したいと思います。主に学芸員の養成に関するものです。資料2を御覧ください。

対象大学は約300です。300の大学あるいは短期大学が、学芸員の資格養成を行っています。参考データですけれども、学芸員の取得者数は、平成17年に1万弱だったものが平成19年では8,500になっており、やや減っている状況です。

5ページに移ります。今回は、ウェブでのアンケート調査と対面でのヒアリング調査の二つを行いました。

まず、アンケート調査の結果についての御報告です。対象は先ほど申し上げた300弱の学芸員の養成課程を置いている大学です。まず、養成課程に関わる職員数をお聞きしたところ、平均で5.25の常勤職員と平均で6.41人の非常勤職員が博物館の養成課程に携わられているというデータが取られています。私立と国立で分けて分析いたしますと、国立の方が常勤職員が多くて、私立の方が非常勤職員が多いというデータが出ています。

平成24年に行われました単位数の増加の影響についてお聞きしたところ、おおむね改定前に比べて学生の博物館への理解が深まったという御意見が半数以上を占めています。

次の6ページを御覧いただきますと、養成課程においてこれまでも部会で議論してきた観光やまちづくり、福祉等、調査の中で「新規分野」と呼んでいる分野における連携の取組をしているかを聞いた結果を示しているのが、このページです。実施している大学が63%を占めています。また、実施しているといっても何を実施しているのかが、この下の図表19と書いているところです。講義での紹介が最も多いですが、それだけではなくて実習、社会

活動、施設見学等で新しい分野における取組を教えていただいている状況が見て取れます。

次に7ページを御覧ください。1大学ごとの資格取得者数の平均値の推移について調べたのが、図表35です。2010年、11年ぐらいをピークとして30人強だったものが、現在では20人の中盤ぐらい、2018年では25人となっていて、1大学ごとに一定の数の資格取得者が輩出されています。一方で、その数は若干減少傾向にあったものが、近年では横ばいである状況です。

ここから、博物館関係の就職をした方の数をお聞きしたのが、次のグラフです。このグラフでは、就職者数の平均が1に満たない状況がずっと続いているのを見て取れます。15年ぐらい前に行った別の調査でも同様の傾向が出ていますので、大体1大学に2、30人出ている学芸員の取得者の中で、博物館へは1名未満しか就職できていない状況がよく分かると思います。これがアンケート調査の結果です。

次に8ページをご覧ください。半田委員に座長になっていただいて、有識者へのヒアリングを進めてまいりました。対面で10名、メールで44名の有識者にヒアリングを行った結果です。主に学芸員の養成についてお聞きしています。また、その前提として、博物館の果たす役割についてもお聞きしています。

博物館が果たすべき役割として、先ほど申し上げた近年の新しい分野の重要性ももちろんですが、その前提として調査、収集、教育・展示の3つの基本機能を最も重視すべきで、そこは譲るべきではないという意見が大半でした。その上で、新たな社会的役割を独自の観点から果たすべきであるという御意見が多くありました。

地域連携については、博物館の持つ価値を地域に伝えるためには、是非ともやるべきであるという意見が多くありました。観光については、博物館自体が観光資源になる点は否定という意見の方が多かったようです。一方で、地域の観光資源と旅行者を繋ぐビジターセンターのような役割に期待する意見も多かったということです。ただ、観光において、その多言語対応はまだ不十分であるような御意見もありました。

そのような前提の上で、学芸員の役割についてお聞きしたのが、9ページ以降になります。学芸員の役割について、これは博物館の役割とオーバーラップしますが、調査研究をはじめとする専門スキル、あるいは生み出した価値を社会に還元するための教育に関するスキル、そのような基本的なスキルが最も重要である上で、地域との連携、マネジメント、観光あるいはSNSなんていうものについても、新たな課題として今後の能力の育成が必要である御意見が多くありました。

特に、マネジメントと観光については、本来学芸員の仕事ではなくて学芸員以外の専門スキルを持つ職員を配置するべきではないかという意見もありました。

10 ページは養成課程の学びの内容について御指摘いただいた内容です。その養成課程において、地域との関わりの中で学ぶことができるような科目を設置すべきであるという意見や、観光あるいはリベラルアーツの必要性についての御指摘もいただいています。また、前回議論した実習における大学と博物館の連携についても、御指摘を頂いています。

11 ページです。学芸員の教育体制については、高田委員や浜田委員からも御指摘がありましたとおり、現場の負担は非常に大きいという意見が多くありました。

次、資格付与の在り方です。これについては浜田委員から前回プレゼンテーションを頂いた資格の分化・階層化について、肯定的な意見がありました。また、前回の改定の振り返りもアンケートにありましたが、前回の科目数の増加、科目内容の明確化は高評価であった一方で、さらなる工夫を求める意見もありました。

一番下の、その他のところでは、このような状況ですので、今後はオンラインでの講義科目を設置するなど、新たな講義形式を検討すべきといった意見を頂いています。12 ページ以降には、参考資料として基礎データをたくさん付け足しています。

最後に 28 ページを御覧ください。冒頭申し上げたとおり、今回は養成だけではなく、その養成した後、博物館の専門人材への研修、キャリアアップ等についても御議論いただきたいと考えていますところ、現状で、採用若手段階から中堅、管理職に至るまで、連続的に文化庁が研修を行っている点をまとめています。また、この表にまとめただけでなく、保存、保護をはじめとした専門的見地から様々な研修を行っており、さらに、この後栗原副館長からもお話しいただくように独立行政法人においても研修をされています。その中で、国や独法においてこういう研修を行っている中で、今後どのような研修、どのような内容、あるいはどのようなステージでの手当が必要になるか等を是非御意見いただきたいと思っています。事務局からは以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。接続の問題で時間が押しておりましたが、簡潔にまとめていただいてありがとうございました。続きまして、栗原京都国立博物館副館長から話をお願いいたします。恐縮ですが、時間の都合上 15 分程度でお願いいたします。

【栗原氏】 京都国立博物館の栗原でございます。今日はお時間頂きましてありがとうございます。パワーポイントの資料をお配りしていると思いますが、それをベースに御説明させていただきたいと思っています。

32 ページでございます。21 年の 4 月に博物館法施行規則が改正されて、その 3 年後、平成 24 年の 4 月の入学生から、この 9 科目 19 単位という形で導入されているのは御案内のとおりかと思えます。

ちなみにこれは、議論の段階では「地域社会と博物館論」という科目を作ろうとアイデアがございまして、素案の段階では 10 科目 21 単位だったのですが、私立の大学ですとか経営者の方々とかいろいろ相談した結果、1 科目減らして 9 科目 19 単位で調整をした経緯がございまして。

それから 33 ページの開講大学でございます。これ、文化庁さんにも資料をつけてもらっていますが、文化庁さんの資料を見たら 24 年が 298 大学のようなようです。改正前が 317 大学であったのが、科目数が増えたことによって対応しきれない大学等々も増えてきて、298 がボトムで、それから若干また今、増え出していて、今年度は 302 大学で学芸員養成課程が行われているということですが、これを多いと見るか少ないと見るかは、また御議論があらうかと思えます。

この博物館法施行規則の改正につきましては、いわゆる中川委員会という協力者会議、これは今日も御出席の小林委員、高田委員、浜田委員等々にも御協力を頂きましたけれども、この協力者会議の中で検討して、その報告書を受けて省令改正を行った経緯があるわけがございまして。併せて「博物館実習ガイドライン」、高田委員からも御紹介ありました、こういったものを出しております。

改めてこの報告書にどんなことが書いてあるのかを顧みることも大事ではないのかと思えますので、幾つか重要なところを今日は御紹介したいと思います。

例えば 35 ページにありますとおり、当然科目数単位数が増えたわけですが、現状の学芸員の方々はそれを学んでおりませんので、そういった方々も科目等履修生になったり、研修等を利用して学ぶことを期待したいということが書かれています。

それから 36 ページでございます。科目数単位数が増えたので、それによって教員も拡充を図らなきゃいけない。これに対応して展示学会ですとかミュージアム・マネジメント学会ですとか幾つかの学会で、主に大学教員向けの、現職の学芸員向けの研修も当時は行っております。これは大体もう二、三年ぐらいで終わっておりますが、そういったことも行っていただきました。

それから一方で、改正以前から行われてはいますが、現職の学芸員向けの研修ということで、先ほど文化庁さんから紹介ありましたが、それ以外に保存担当の観点から東文研が

もう昭和 59 年度から毎年行っておりますし、現状でも東京大学総合研究博物館、それから九州産業大、これは文化庁の補助金でございますが、そういったものも行っているということです。これを更に充実させていく必要があるのではないかと考えております。

38 ページに戻っていただいて、報告書ではほかにどう書いてあるかという、新しい科目、博物館学、博物館に関する科目ですけれども、それを更に博物館職員あるいは学会協会の関係者が研究してその成果を発表することも大事だということですし、また学芸員が更に研究者としての地位の向上であるとか、意欲の向上であるとか、そういった環境を整備することが望まれるということを提言しております。

この新しい科目になって、39 ページでございますとおり、様々な先生方がいろいろなテキスト、報告書、書籍を出版していただいておりますので、10 年前に比べるといろいろな参考書籍が増えてきたことは博物学の発展という観点から非常に価値のあることだろうと思っております。私も一通り目を通してありますが、正直、玉石混合のところもございますが、数が増えていることは有り難いことだと考えているところでございます。

続きまして、40 ページでございます。一方で、報告書で提言されている内容で、なかなかその後検討が進んでいないものも幾つかございます。一つは、先ほど紹介がありましたけれども、各大学においてどれだけ科目が開講されているかについては、一応数字としては把握できているわけでございますが、実際改正前に調査した結果、各大学において、我々、「偽装開講」と呼んでいましたが、何でこれが単位として認められるのかというタイトルと中身が食い違っている形での授業、あるいは正直レベルの低い授業、こういったものがあつたわけでございますので、実は平成 22 年度、23 年度は当時文科省の社会教育課で、各大学の養成課程をチェックして、課程認定的なことをやったんですね。

けれども、これは実は博物館法上、何ら義務付けられておりません。義務付けがないということは、それに伴う定員予算がついていません。したがって社会教育課としたら、物すごい業務負担になったと推測しますが、結果的に 24 年 12 月に簡素化という通知を出しまして、事実上、もうチェックするのは止めたことになっております。

それによって、大学側も文科省側も楽にはなつたのですが、一方でチェック機能が低下している可能性はありますので、報告書では 3 年ごとを目途にということを行っていますけれども、ある程度ごとには少し科目の内容をチェックする必要もあるのではないかと考えております。

それから 41 ページです。学芸員資格有資格者の就職先と資格取得の効果についての分析

を行う必要があることを言っております。要するに学部レベルの資格でございますので、当然全員が博物館に就職できるわけでないのですけれども、学芸員養成課程で学んだことがほかの職種でもいろいろ活用できるんじゃないかという議論があったわけでありまして。残念ながら、なかなか特に分析は行われていない状況があります。

ただ、改正前に丹青研究所に委託した調査結果がございまして、42 ページにその一部を紹介しています。例えば、学芸員養成課程で学んだことが役に立っているかということについて、一応7割方が役に立っていると。それから、実際に博物館に就職した後に待遇の違いがあったかという点、残念ながら余り待遇の変わりはないのが8割を占めています。実際に採用される場合に、学芸員資格の保有を採用条件としているかは、3割ぐらいの博物館では学芸員資格を要件としていない実態があったわけですね。ただこれは10年前のデータなので、今、調査したらどうなるかは分かりませんが、いずれ最新の状況も、そんなに変わっていないんじゃないかと思うんですが、把握しておく必要があるのではないかと考えております。

それから同じ委託調査で大学の教員、博物館職員、自治体職員、それぞれ学芸員資格が活用できる職種にはどのようなものがあるのかを聞いていますが、それを見ますと、ここにありますとおり文化振興・文化財保護関係、教育関係、地域振興関係のほかにも、例えば展示業務であるとか、環境関係であるとか、企業メセナであるとか、接客サービスだとか、いろいろな回答が出ております。恐らく、そういったところにも学芸員養成課程を学んだことは役に立っているのではないかと思いますので、そういったことも視野に入れながら学芸員養成課程を見直していくことも必要なんだろうとは考えてはおります。

続きまして44 ページです。これも再三議論がありました、大学院における養成課程の在り方。もともと協力者会議では資格そのものを修士課程卒に上げるべきじゃないかと議論があったわけですが、現状では学部卒の資格になっているわけです。ただしその後も大学院において、現職学芸員が学び直す場が必要ではないかという議論もあり、これも検討を行うこととしていると書いてるのですが、残念ながら協力者会議は21年度末で活動を終了してございまして特段議論が行われていませんし、また座長だった中川先生も24年にお亡くなりになってしまいましたので、残念ながらこの後の検討が進んでいない状況にあります。

ただ、それ以前からもそれ以後もいろいろな検討は行われてございまして、例えば45 ページ 神奈川大学、これは21世紀COEプログラムの一つでございまして、浜田先生が報

告書をまとめていただいておりますが、博物館学大学院の新設を提案しています。それから 46 ページにありますとおり、國學院大學で、これも文科省の補助を受けまして高度博物館学教育プログラムというものを実施して、現在も大学院で博物館学専攻コースを行っております。私もこの非常勤講師をやらせていただいておりますが、そのような形で大学院において少しでもこういったプログラムを展開することができれば、現職の学芸員が学び直す場が確保できるのではないかと思います。

ちなみに 47 ページですが、これは珍しい例ですが、一橋大学では大学院のみで学芸員養成課程を設けておりまして、修士課程と博士課程の大学院生に限定して 2017 年度までの 15 年間で 100 人弱の方が学芸員資格を取得していて、17%が博物館の専門職に就職しているということですので、こういう大学院が増えていっても、また一つの多様性が開けてくるんじゃないかとは思っています。

ちなみに次の 48 ページは、「博物館実習ガイドライン」を改めて読み直してみたのですが、結構いいことが書いてあります。ただ、これは 10 年たって、この存在を知らない先生方も結構いたりするので、これを機に改訂してもいいのかもしれない。もう一度このガイドラインの存在意義、あるいは改良といったものも検討したらどうかとだけ提案しておきます。

それから 49 ページです。このスライドは 10 年前に私が作ったスライドそのままですが、残念ながらここで提案している 3 つともいまだ実現ができていないということだったので、引き続きこれは検討すべき課題だろうと思っております。

この関係で、特に今日のテーマに関係しますと二つ目の上級学芸員資格の検討ですが、実は 10 年前この議論をしているときに司書でも同じような議論がありまして、司書も学芸員と同じように学部卒で資格が取れるのですが、50 ページを見ていただければと思うんですが、日本図書館協会では、これはあくまで国の資格ではなくて任意の資格ですけれども「認定司書」を設けております。図書館において、中核を、将来管理職を担うような方々を認定しようというもので、平成 22 年度からスタートをして、昨年の 12 名を含めてこれまで 160 名が認定司書になっています。これは 10 年間という有効期間がありまして、令和元年度には認定更新を受けた方が二人も出てきたということで、10 年かけてかなり定着はしてきているということでございます。

この認定司書、どういったことが要件かといいますと、51 ページにありますとおり、まず勤務経験が 10 年以上というのが最低限ございまして、その上で様々な研修を受けている

とか、一定の要件を満たす著作を著しているとか、違反はしていないとか、そういうことであって、余り学歴を問うてはいないんですね。むしろ、図書館での実績を考慮した上で経験を踏まえた形で認定をしていますので、これがどの程度司書の、何と言いますか、職場における司書の地位向上に繋がっているかは改めて分析する必要があると思いますが、学芸員についてもこれは一つの参考材料になるのではないかと考えております。

続いて、今日別途お配りさせていただきましたが、つい先週ちょうど日本学術会議が博物館法改正に向けてのさらなる提言を出しておりますので、参考までにお配りさせていただきました。これは、平成29年7月に最初の提言を出しております、そのフォローアップ的な意味での内容になっております。

全貌を説明している時間がございませんが、53ページに一応そのポイントだけを並べておきました。本文の中には、特に文化庁において企画調整課を中心として「文化審議会博物館部会において検討されることを切に期待する」と名指しで書いてありますので、一応紹介させていただくわけですが、登録制度を認証制度に変えたらどうかとか、学芸員制度の区分を変えたらどうかとか、あるいは文化省を創設したらどうかとか、こういった大きなことも書いてありますが、今日のテーマに即して言いますと、この3番4番のところですね。

次の54ページに簡単に要旨だけ書いております。要は、一種二種に分けてはどうかという提案でございます。これは単純に分けるだけでなく、登録制度そのものも一種二種にしようという形で分けて、それを認証制度と連動した形で資格を導入する内容になっております。韓国では、準学芸士、一級学芸士、二級学芸士という階層が、もう既に制度化されているわけですが、その成果なども参考にしながら、今の日本の学芸員制度を階層化していくのは一つのアイデアだろうとは思いますが、これは今後検討の価値があるかとは思っております。

それから55ページについては、学芸員の研究環境の基盤整備という観点からの提言でありまして、特に言っていますのは科研費ですね。科研費で研究者番号を付与されているのが現在、国立を含めて48館しかない現状にあるわけでございます。

何でこんなに少ないかという、56ページにその要件が書いてあるわけですが、幾つかありますが、とりわけ最後から2番目の学芸員一人当たりの研究費は年間36万円以上あることですか、それから事務組織の中でしっかり科研費担当の事務が位置づけられていることなどが書いてありますので、なかなかこれが小規模、中規模の博物館では難しい現状がありますし、もともと科研費制度が個人の資質ではなくて所属する組織によって申

請要件が変わってくる制度になっておりますので、これを全ての学芸員に当てはまるのは元より不可能ではあります。

また御案内のとおり、学芸員はあくまで社会教育施設としての学芸員でございますので、研究だけやっていたらいいというわけにはいきません。多くの学芸員は各館に一人とか二人とかそういう現状の中で、どこまで研究ができるのかということがありますけれども、大規模館において研究を行う学芸員について、もう少しそういった資金を与える環境整備をするべきではないのかという提言だと受け止めておきたいと思えます。

こういった提言が出ましたので、これからいずれ日本博物館協会等々でも議論がされていくかと思いますが、一応、こんな提言があることだけは御承知おきいただきたいと思えます。

それから最後でございます。私どもの国立文化財機構における人材採用・育成でございます。学芸員ではないのですが、実は私どもの事務官、一般職は、独法前は大体文科省、文化庁から出向してきて、二、三年たったらまた戻っていく形でなかなか人の定着といえますか、蓄積がなかったわけですが、文化財機構になってからプロパー職員をどんどん増やしております、何と今や77.5%がプロパー職員になっておりまして、初期のプロパー職員がもう係長級になって、間もなくこれから課長補佐になっていこうという状況にあります。

このプロパー職員は、国家公務員試験を受けていませんけれども、大学において博物館学や文化財を学んだ方も結構増えてきていますし、また語学に堪能なものもおりますので、国からの出向は、違った形での博物館人材が育ってきている意味において、これから独法化したことによる成果が、事務官の資質能力の向上という形で花開いていくのではないかと考えております。

一方、研究員につきましては、独法前からそうですが独自に研究員を採用しております。19年の文化財機構発足以降は117人を採用しております、現在5人が文化庁に文化財調査官等として出向しております。これは従来の施設等機関時代には、研究員は採用されずずっと同じところにいる、さながら、島谷館長のように東博に採用されてずっと東博にいるという方が非常に今まで多かったんですけども、独法化以降は研究調査役が博物館と研究所にありまして、いろいろ相談した上で、東京、京都、奈良、九州、文化財研究所も含めて、いろいろなところを経験していく中でキャリアアップを図っていくようにしています。その中で研究員から主任研究員に、それから場合によっては室長とか課長とかいう形で昇進し、管理職、幹部職員に育成していきますので、従来よりも独法になったことで

そういった人材育成が図りやすくなったといえます。

ただ、国の時代に採用した方々が、若干その年齢によってばらつきがあるので、人がいっばいいる年代とそうでない年代と、そのバランスが取れていないという現状がありますので、そこは何とかバランスよくやっていく必要があるかと思っています。また、最近採用した研究員については、特に東博では取扱い研修を行う形での研修も充実させていて、積極的に他の大学、博物館、学会等で自主研究を行っている状況で行っておりますので、なかなか一般の学芸員と状況は違っておりますけれども、そういう形での研究員、あるいは事務方の育成を図っている。こんな状況でございますので、何らかの参考になればと思っています。

私からは以上でございます。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。栗原副館長の発言についての御質問も頂きたいのですが、時間が押していますので、可児館長の話を受けた後で併せて御質問、御意見を頂きたいと思います。続けて可児美濃加茂市民ミュージアムの館長からお話をお願いいたします。恐縮ですが、若干押していますので15分程度でお願いいたします。

【伊藤委員代理（可児氏）】 ではよろしくお願ひいたします。御手元のレジュメ資料の59ページからです。

まず、美濃加茂市民ミュージアムの職員体制についてです。現在、美濃加茂市民ミュージアム、職員数全部で22名ですが、そのうち時間給の職員が12名、常勤的な職員が10名です。常勤職員のうち、正規職員が6名で月額会計年度職員4名という構成になっています。このメンバーは、美濃加茂市の市民協働部の文化振興課に位置づけられています。

職員の業務は、博物館業務だけではなくて埋蔵文化財とか記念物といった文化財保護行政の業務や文化振興一般事務の一部も博物館で行っている格好になっています。学芸員資格の有資格者は6名おり、その内訳は、考古が1、歴史が2、民俗が1、美術が1、博物館学が1になっていますけれども、必ずしも大学当時の本来の専門とは違うところも扱っているのが現状です。有資格者6名の学歴については、学士が4で修士が2という構成になっています。

それから学芸員有資格者正規職員の3名のうち、二人は専門職の採用、一人は市職員としての一般職の採用され、ここに配属されている形になっています。

岐阜県内や近県の市においても博物館施設を有するところは、出先の博物館において文化財保護の行政も併せてやっているところが多いように思います。職員が両方の業務を兼

務している形です。

職員の採用につきましては、博物館単独で行うこともありますけれども、一般職の中から学芸員の有資格者を異動させて職務に当たらせることもあります。岐阜県の博物館だけかもしれませんが、学校現場から異動させて数年間学芸員業務に当たらせることもございます。

これは少しそれるかもしれませんが、地方の埋蔵文化財の行政にかかる職員の多くは、考古学の学芸員がたずさわっています。地方においては、発掘をする人イコール学芸員というイメージもありまして、本来考古学の知見を持った職員が考古という分野にとどまらず、歴史とか文化財全般を任される例も多くあるかと思えます。

地方の文化財保護行政における学芸員と博物館における学芸員、両者の相互の交流とか一体感は余りない感じがいたします。これまで文化庁と文科省、両者が関わっていたことが、今回一元化されたわけですけれども、地方の文化財保護と博物館に関わる仕事も、より連携を取っていくことが効果的ではないかと思っています。「文化財レスキュー」とか「ミュージアムレスキュー」とか注目されていますが、これをもう少し連携を取っていくところが地方にとっては大事ではないかと感じています。

60 ページの資料を御覧ください。ここに美濃加茂市民ミュージアムの二人の学芸員のあたる1日を列挙してみました。このF学芸員は考古学の専門の学芸員です。K学芸員は美術の担当の学芸員でございます。詳しく説明することはしませんが、埋蔵文化財の行政に関する仕事を幾つかの仕事と並行して行ったり、文化振興一般の仕事もこの職員が担っているところも分かると思います。

K学芸員、この方については例えば市の美術展の審査員の依頼を調整したりといった、文化振興行政の仕事もやっていることがお分かりかと思えます。

全体を通して博物館という観点でいった場合に、その基本的機能として挙げられる収集とか保存整理とか調査研究といったところに充てている時間がほとんどないのが現状かと思えます。もう少しこの辺りじっくりと取り組みたいのが本音ですけれども、なかなかそういう時間がないのが実態でございます。

一方、展示とか講座といった教育とか活用に関する業務が多くあります。この辺りは当然目立つ部分で注目されるところであります。また、地域住民から要望が多いところでございますが、一体どこまで力を注入するかは悩ましいところかと思っています。

さまざまな場面において市民とのやり取りが非常に多くあります。最終的には学芸員が

利用者や市民、その他多くの関わる人々との信頼関係をどう築いていけるかがポイントではないかと思います。長い積み重ねとキャリアが不可欠だと思います。

さらにそれは博物館の長期的視野に立った信頼関係の構築につながるものです。いずれも地域や社会が持続可能な姿を持っているためには重要なことであると考えているところ です。

続いて 61 ページを御覧ください。地域博物館における学芸員の役割を改めて考えてみますと、二つあると思います。一つは、人と地域を繋ぐ役割です。その地域にある資源や「こと」に新たな視点を加えて、付加価値を示すこと。それは展示活動に限定されないと思うの ですが、そういったものは地域のまちづくりに生かされていると考えます。

もう一面はプライベートな面かもしれませんが、人と暮らしを繋ぐという面について学芸員は大きな役割を果たしています。作品や地域の資料に新たな見方を提案して人々の好奇心に繋ぐことで、そこに住んでいる地域の人々の日々の暮らしに刺激と潤いを与えていることが言えると思います。その二つが地域の博物館における役割だと考えているところ です。

具体的には、例えば小学校の校区単位で組織されている「まちづくり協議会」に学芸員はたびたび関与します。博物館としての学術知と地域に伝わる市民知を結びつけている作業を学芸員が行っています。それから、市の広報誌の連載とか企画展示などをとおして、身近な地域資源に光を当てて共有する作業も仕事となっているところ です。

最近では、市内外から各種の地域情報提供や資料の寄贈依頼が増えてきています。開館後 20 年たつわけですが、ようやくこの博物館が学芸員のいる博物館として認知されてきているのかと感じます。例えば、この話は是非何とか学芸員に来てもらって話を聞きたいとか、何とか学芸員からじっくり資料の解説を聞きたいとか、さらには信頼できる学芸員がいるから大事な自分の資料とか作品を寄附したいという声も聞こえてきます。

要するに、学芸員がいかに関わり、地域住民の近くで仕事をし、地域住民に心を寄せて信頼関係をどう築くかがポイントだと思います。それはすぐできるものではありませんが、そのことが博物館の存在意義に直結するんだと考えています。

学芸員の専門性は当然必要ではありますが、地域博物館におきましては利用者や市民の目線、感覚で仕事ができることがより重要だと考えています。

学芸員に関する最近の議論では上級学芸員又は専門学芸員とか、修士以上といった案も出されているところですが、全国の 7 割を占める地方博物館においては、どちらかと

いけば無縁の世界ではないかと思えます。地域の中で、一人で本当に苦悩、奮闘している学芸員がたくさんいます。地域の文化的拠点である博物館で日々頑張っている学芸員に、少しでも手を差し伸べていただける政策や法律を是非お願いしたいと思えます。

地方というのは疲弊、疲弊と言われておりますけれども、必ずそんな面だけではありません。むしろ前向きで地域に根づいて頑張っている博物館の人たちは多いと思えます。特に例えば関西を中心とした「小さいとこネット」という活動を御存じかもしれませんが、そういった地道で活発な活動なども今後の博物館施策でいろいろ参考になるのではないかと考えています。

62 ページを御覧ください。キャリアアップの在り方です。当館においては文化庁主催の研修を多く受けておりまして、基礎的かつ実践的な研修は現場で大きな効果を上げています。当館ではエデュケーター研修の修了生が4名、それからマネジメント研修の修了生が1名おります。ついこの間まで当館で開催しておりました「絵を見て考えよう」という展覧会も対話型鑑賞を極めて意識した展示です。エデュケーション研修の成果を本当に反映したものでして、来館者の反応も好評でした。これまでの修了生と話し合いをしながらやったこともよかったかと思っております。

最近はそのような研修についての後のフォローアップを何とか実現できないかと考えております。東海地区ブロックでかつて自発的に行ったことはありますけれども、もう少し国でもフォローアップの研修を検討していただけたら有り難いと思えます。

それから、エデュケーション研修の場合5日間という日程です。5日間も博物館現場を空けることは、小さい規模の博物館ではなかなか難しいのではないかと思えます。ですから、小規模館の学芸員も参加できる研修の形もいろいろ検討していただけないかと思えます。

参考までに、岐阜県博物館協会の活動を紹介しますと、その研修部会などで各種の研修とか研究会を開催しています。例えば作品の梱包とか、著作権のこととか、学習指導要領のこととか、ミュージアムショップのことなどをテーマとしています。非常に参加者も多くて好評だと思えます。日数は少なくとも全国の各地とかブロック単位で、又は地方の博物館協会などと文化庁が共催というような形で取り入れれば、そこに参加される方も増えるんじゃないかと思えます。

最後に、博物館及び学芸員にかかる補助制度・施策についてでございます。資料とか作品を活用したいろいろ用意されている振興事業、地方の文化拠点としての事業は、なかなか現状のマンパワーを考えると取り組める余裕がありません。特に条件になる何かしら実行委

員会などの団体を組織化するとか、様々そういった調整事務は、学芸員としては膨大な事務量となります。なかなかマンパワーがないのが現状です。むしろ現場として思うのは、博物館の基本機能に関わる資料整理やアーカイブ化、データベース構築、調査研究といった学芸業務を中心としたものを対象とした事業は、さほど調整は必要ではありません。博物館を活用するためには、その前提となる博物館資料や地域資源を調査して整えていく、そういった蓄積の仕事こそが、今は必要ではないかと思います。展示の観覧者として来館はしないけれども博物館の各種の情報を利用する人たちがたくさんいるわけですし、そういった対象を見据えた学芸員が行う博物館の地域の情報収集整理と発信に対しての支援を考えていただけるとありがたいと思います。

長期的には、社会における学芸員の地域向上とか社会的認知に繋がる周知などを進めていただけたらと思います。また、地方における文化財保護行政と博物館の振興行政の一層の連携ができればいいのではないかと思います。まずは、地方における中小規模館の地域博物館とそこで働く学芸員の現状を本当に肌で感じていただく、それを施策に反映していただきたいと考えています。

最後に 63 ページ、平成 20 年度に出された、大学における学芸員養成課程及び資格取得者の意識調査報告書の紹介です。

そこには、博物館職員から見た学芸員に必要な資質能力が現場の声としてまとめられています。例えば「来館者の求めていることについて、常にアンテナを高く持つこと」とか、「地域に開かれた博物館にするためのプログラムの開発能力や、それを一体となって作り上げていくためのコミュニケーション能力」、「専門分野だけではなくて社会・生活に興味を持ち、専門分野と他分野や一般の生活を結びつけて考えられること」とか、「モノを扱うだけなら研究者であり、それを一般の人に分かりやすく伝える能力が学芸員としての存在意義である」、そんな声も出ています。

あと、関わった検討委員の方々からの提言として、「学芸員は資料と向き合うだけではなく、人とも向き合い関わりあうことがとても大切だと思う」「結果として博物館に多くの情報、資料をもたらし、活用の充実や個々の学芸員の能力の向上に繋がっていくと思う。文部科学省などの博物館施策は大規模館、著名館に偏り、地方の小規模館から見て実質的な施策はないに等しい。実情を見据えた博物館の底上げを図るための施策が必要とされている」

「博物館の専門的活動を実現するためには、館外に理解者、支援者がいることが不可欠である。それに最もふさわしいのは、住民となっている学芸員資格取得者である。各地域でこの

実態を調べて人材を生かす方策に取り組むことが重要となる」という意見も出ておりました。現在でも参考になるデータ、意見が多いと感じましたので、最後に紹介させていただきました。以上で報告を終わります。ありがとうございました。

【島谷部会長】 可児館長，どうもありがとうございました。それでは栗原副館長，可児館長からの御発表を参考にさせていただきながら，各委員から御発言をお願いします。一応，15時45分を目途として御意見を頂戴したいしたいと思います。どなたからでも構いませんので，両者の発言を元に文化庁からの御紹介も含めて御意見をください。よろしく願いいたします。浜田先生をお願いします。

【浜田部会長代理】 今日，冒頭で第1期第3回の会議の論点のまとめをしていただきました。また栗原委員からは，先週日本学術会議から出された提言等の御紹介もありました。今，お話しいただいた栗原委員，それから可児委員のいずれの報告も，ごもっともな内容だと思いますし，私も地域博物館で20年学芸員をやってきて，もう可児さんのおっしゃることは正にそのとおりで思いました。

前回の論点整理のまとめと今回の学術会議の報告を見て思ったのですが，資格制度の中で，養成制度については論議が十分に交わされてきたという感じはするのですが，ただ現場における学芸員の任用とか雇用の制度についての論点が忘れられがちだったように思います。

そのことがありまして，今日机上配布しておりますが，参考資料として現場で学芸員がどのような待遇を受けているか，特に具体的に調べたわけではないのですが，これまでの私が聞いた話の中からまとめさせていただいたものを配らせてもらっております。

これは公表していただいても別にかまわないのですけれども，まず大きく見て，特に公立博物館の博物館専門職の雇用形態については，直営館と指定管理者の館とでは，様々に分かれることとなります。

直営館の場合は，公務員として専任職，若しくは任期付きの場合があり，近年は任期付きが会計年度任用職員という形の雇用になっています。また，指定管理を受けている場合は，財団のケースと民間会社のケースがあります。財団においても専任と任期付きに分かれずし，民間の場合はもっといろいろあって，契約職員とか派遣職員，あるいはパート，アルバイトの学芸員も存在していて，一口に公立博物館で働くと言っても，様々な雇用形態があることを前提に論議しなければならないと思っております。

また，終身雇用の専任職として学芸員配属されたとしても，大半の市町村は多分，一般行

政職採用の事務職発令と思われます。私も相模原市では学芸員専門職採用でしたが、当時は事務吏員という発令を受けておりました。あと、まれですが横須賀市などは技術職の発令です。それから県職で一番多いのは多分研究職で、研究機関と認定されているところは研究職任用になっていますが、ただ一方で、学芸員資格を求めない博物館もあるのも実態かと思えます。

先ほど、可児さんが美濃加茂市でも教育職の方がいらっしゃると言っておられましたけれども、私が調べた中では、宮崎県は学芸員を置かず、教員を異動で美術館、博物館に配置していると聞きます。ですから、一概に公務員としての博物館専門職といっても様々で、このように直営であっても分かれてしまいます。

更に採用試験の形態を調べると、一般行政職採用試験で、一般職の有資格者を配置するところもありますが、その場合学芸員発令をするケースとしないケースがあります。これが多分一番多くの市町村で取っている学芸員の採用形式かと思っております。

それからイレギュラーですけど、東京都の町田市などは一般行政職の採用試験の中に分野を定めた専門採用試験をしていて、学芸員発令はないのですけれども、学芸員有資格者を一般行政職として館員に配置するところもあります。そのほか、規模の大きな市とか県は学芸員採用試験を行って学芸員発令をしている形なのかと思います。つまり、そういうふうになんか色々な形態が組み合わされて、いろいろなケースで学芸員が現場にいるのです。そのことを考慮して、資格制度や養成制度を今後検討しないといけないのではないかと思います。

また、最後に学芸員のキャリアですが、多くの市町村、私のいた相模原市もそうですが、学芸員は一生涯学芸員です。ただ給料を上げなければいけないので、係長級になったら学芸員兼主査、あるいは課長補佐級で学芸員兼副主幹、そういう発令がされておりました。その一方で、大規模な複数学芸員がいる館では、係長級で主任学芸員、課長級で専門学芸員、あるいは部長級で総括学芸員と、一定のキャリアアップもあります。この辺も今回の資格制度の中でこれらを参考にキャリアをどうしていくかも、検討課題に残るかと思っております。

トータルとしては、可児さんの御発言にもあったように、職員が数名という地域の博物館が全国の7割を占めている。そういった博物館で働く現場の学芸員を、どのようにフォローする資格制度ができるかをこの場で考える必要があると思っております。以上です。

【島谷部会長】 簡潔に御意見を賜りまして、ありがとうございました。引き続き、逢坂委員、お願いいたします。

【逢坂委員】 はい。栗原委員、可児委員、ありがとうございました。小さな地方自治体

から民間、そして国のレベルとそれぞれ活動の内容も幅も相当違うので、学芸員の資格をどう設定するかは、なかなか一筋縄ではいかないと思います。ですので、基本の基をきちんと設定してゆくことが肝要です。

飽くまで研究職であることは確かですけれども、今、各博物館、美術館では以前とは異なり地域での様々な要請があります。企業との連携や観光なども入ってきていますけれども、多様なことがらを有効に生かしていくためには、全て学芸員に集約させること自体が非現実的で、学芸員とともに更に他の専門家を配置しないことは時代遅れなのではないかと思えます。

いつも海外の比較で恐縮ですけれども、作品の扱いに関してはきちんとしたレジストラ一や保存修復の人たちを美術館の内部に入れるなど、専門家を学芸員だけに集約させない。

学芸員とともに複数のプロジェクトを推進するのに、プロジェクトマネージャーとかコーディネーターという職種もありますので、専門家の幅を広げることによって多くの美術に関心ある若い人たちを、美術の現場に雇用できるメリットもあると思います。

そういう意味では、学芸員のレベルをアップさせるのは、その資格の制度内でクリアしていくのではない。大学で学んだことだけを生かすだけではなくて、より幅の広い活動を現場の経験を積み重ねながら体得していくものなので、余り厳しくその制度を重層化させていくのはどうなのかと思います。

繰り返しになりますけれども、学芸員は、研究職としてはもちろん根幹の役割ですけれども、美術館活動を本当に生き生きとしたものにするためには、そろそろもう、ほかの専門職もきちんと配置することをうたうべきではないかと思えます。

最後に、博物館、美術館といっても多様なので、博物館制度と美術館制度の学芸員の設定の仕方、それを一つの枠組みの中で考えるのはどうなのかと思えます。ICOMからCIMAMが飛び出したように美術館と博物館を全て同じような土俵で語っていくのは、これだけ多様化する時代には難しいのではないかと改めて思いました。以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。学芸員だけでやるのはいかなものかと、ほかの専門職も取り入れてという御意見だったと思うのですが、そのほかの専門職の人を含めて学芸員研究員と捉える捉え方もありますので、その辺はもう少し整理が必要かと思えます。

ちなみに、東京国立博物館では研究職が以前独法になる前は55人でしたけれども、その中の人間を割きながら保存修復の人間であるとか、広報の人間であるとかを取っていきま

したので、東博においては含めて研究員という形で学芸の中である認識であります。それと学芸との人たちが違うという認識がいいかどうかは、また整理した上で論議をしたいと思えます。引き続きまして半田委員、お願いいたします。

【半田委員】 よろしくお願ひいたします。数点、コメントさせていただきたいのですけれども、第1点は事務局から御説明がありました機能強化に関する調査報告についての御説明について、一点フォローさせていただきます。

座長を務めさせていただいた責任もあるのですけれども、観光資源化による学芸員の負担増という御説明がありました、非常に負担が大きくなるのは、事実として上がってきた意見ですけれども、誤解を与えがちなフレーズでもありますので。

もちろん博物館は観光分野で活用されるのは、学芸員含めて誰もウェルカムだと思っている前提は御理解いただきたいと思うのです。しかし、二つ目の丸に書いてあるように、そこまで学芸員が担うマンパワーがないのが現実的な問題であって、前回総合調査の最新結果を御紹介したように、最も多い職員構成が館長を入れて3名だという中で、学芸員は大体平均すると1名です。その1名に観光もやれというのは、逆に基本機能のクオリティは高くなっていいよと言っているのに等しいわけですね。

ですから、逢坂さんもおっしゃったように、これは例えば4人いる学芸員の一人を観光に回す政策ではなくて、4人の学芸員を5人にして基本機能も充実させた上で、一人専門職としての地域活性コーディネーターのような専門職を配置していくという方向性で考えていかないと、現場が破綻すると思えます。それが1点です。

それから、少ない学芸の中で栗原さんから御説明がありましたけれども、栗原さんの御発表だと学芸員を採用するときに資格を必須にしているのが7割とおっしゃっていましたが、これも次回のタイミングではもう発表されていると思えますけれども、総合調査の新しい結果から言うと、学芸員資格を必須にしているのは4割、必須ではないけれども考慮しているのが2割、学芸員資格はあってもなくてもいいと言っているのが大体3割ある結果になっています。

さらにもう少し細かくデータを見ていくと、学芸員が配置されているのは登録博物館が圧倒的に多いんです。登録は法律的に学芸員が必置と決められていますので、登録および相当施設の配置率は当然高いわけですけれども、類似施設は26%以上が学芸員を配置していない施設になります。

しかしながら、類似施設でも博物館の活動はしっかりやっている博物館もたくさんある

わけで、この辺も登録制度と学芸員資格は非常に密接にリンクしているので、これから具体的に検討していく必要があるかと思います。

それからもう一点、浜田さんの机上配布の資料の中に任期付き職員のところで、会計年度任用職員というワードが出てまいりました。これは、よく逢坂委員もおっしゃるんですけど、学芸員だけで博物館を運営しているわけではなくて、館長以下のマネジメントが非常に重要になってくるわけです。この会計年度の任用職員については、館長職にも非常に深くリンクをしまして、この制度が導入されることによって、特別職が廃止になることで、従前非常勤のお立場で研究実績があつて博物館の館長をおやりになっている方が辞めざるを得なくて事務職に替わった事例が、全国では数例あります。こういったところも、ただ単に雇用の形態がどうかではなくて、どういう人材がどういうポジションに必要なのかというところの検討が大事になってくるのかと思います。

また、学芸員自体をマネジメントしていく館長のお立場は非常に重要で、総合調査を見ても、館長が常勤だという博物館は6割しかありません。なおかつ職務あるいはそこに権限と責任を持っている館長の配置率は54%しかないと。言ってみれば5割の館長さんは館長という名刺は持っているけれども、職務上の責任と権限は持っていない実態があるのは、下にいる学芸員の仕事ぶりとか養成にも大きく影響していると言えるのではないかと思います。以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。今、半田委員からありましたように最近システムが替わりまして、九州地域でも研究職の非常勤館長が違う立場になって、総館長とか呼ばれて、事務系の人を取り扱う人を館長と呼ぶようなシステムが定着しております。だから責任権限がある方が54%となっているのはそのとおりだと思いますし、非常勤館長がいかに多いかということで、どう対応していくかも問題かと思います。

半田さんから提案がありました、いる人間の中から観光等を対応する人間ではなくてプラスワンが望ましいのはそのとおりだと思うんですが、設置者の考え方で、体力等がありますので、プラスワンができるかどうか難しい問題です。文化庁さんがどういったところに力を入れてそれを補助し、どうしていったらよいかにも繋がると思います。

先ほど、可児さんでしたかね、長い間の研修に出すのは難しいというのは当然で、5日であつても難しいし、3か月半年だつたらもっと難しい、いない間の人間はどうするかは、とても大変なことだろうと思いますので。かねてから私申し上げておりますが、人だけ出しても金だけ出してもなかなかできないんだと、両方がないといけないことに尽きると思いま

す。どなたかほかに御意見がある方、いらっしゃいますか。

どうぞ、高田委員お願いします。

【高田委員】 本日、私が言いたくて用意していた話は、ほとんど可児館長が話してくれたので、かなりすっきりしています。

二つだけ私から、学芸員の研修のところですか。今、皆さんから出てくる学芸員研修は専門性をより高めたい研修の場合を非常に多く見受けるんですけども、私はそれだけではなくて、例えば教員の研修のように一般企業に研修に行くとか、領域を超えた研修ということも必要なかと。社会性を身に付ける点では、学芸員も割と井の中の蛙になることは多いので、いろいろ社会性を広く身につける視点で学芸員の研修ももっと幅広に見ていったらということが今日、1点目です。

二つ目は、全然話が違いますが、先ほど栗原さんからお話があった、博物館実習のガイドラインの見直し。確かにもう10年たっていますし、博物館実習ガイドラインの存在を知らない博物館、それから実習の存在を知らない大学の教員も非常に多いのが実際はあります。なので、10年経過しているのをこれを機に、より現状に即した博物館実習ガイドラインの見直し改訂版を作って、より次の普及に繋げていけたらと、今日栗原さんから出ましたので、以上2点です。ありがとうございます。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。どちらも重要なことだろうと思います。可児さんが63ページで専門性、研究者でありながら一般の人に分かりやすく伝える必要があるというようなところもありますけれども、でも学芸員はどうしても思い込みが強い場合もありますので、分かりやすくというのは苦手な部分があります。専門用語を使うと割と簡単に説明できるんですが、一般の人が分からない専門用語を書いてもしょうがないというところがありますので、それと社会性というのはまた別問題だと思いますが、社会性も必要かと思います。

ガイドラインの見直しにつきましても、本当にそのとおりだと思います。大学と博物館の連携が十分じゃないところはもちろんあると思うんですが、学芸員実習を引き受けている博物館、美術館が、学芸員実習の何たるかがよく分からないでやっているところが多いのも現実だと思います。実習はどういうことをやらなきゃいけないかをよく把握していない博物館、美術館に対してどう指導していくかも必要かと思います。余りそれが強調され過ぎると、実習を受けない所が増えると、学生の実習ができないことにもなりますので、痛しかゆしのところがあります。せつかく資格を取得する希望を持っている方に広く勉強していた

だけの場をどうしたら確保でき、優秀な人材が育成できるかも考える必要があるかと思
います。ほかにどなたか。古田さんお願いします。

【古田委員】 本当に今日の話は私の現場に直結している内容が多くて、非常に勉強させ
ていただきました。変な話ですけれども、私のところは大学であり、博物館、美術館であり、
国であるというか。その中で、特にまだ理解が十分でないというか、これからどうしたらいい
んだろうという部分が、大学院の課程での学芸員養成というところになります。

栗原さんから、例えば神奈川大学でしたかね、大学院で要するに学芸員資格を出してい
る、それは分かるんです。それは芸大でも大学院から入ってくる学生たちに対して、我々は
資格を出していますから。

そういうこととは違って、修士を出たことが学芸員にとって何なのかということですよ
ね。一般的には普通美術史をあるいは別の専門領域を修士で学んで、それが一つのキャリア
になっていると。

一方で、イギリスなどでは普通になっていますが、ミュゼオロジー、美術館博物館学とい
う、その専門領域で大学院の修士なりを出すという制度自体がないです。

つまり、本当に現場の学芸員を育てる養成なのか、博物館学専門研究者を育てる大学院と
いう部分は分けて考えなくてはいけないだろうし、今、問われているというか議論されてい
るのは、飽くまでも学芸員という資格と現場との関係性において問われています。そこでは
1種とか2種とか分けていくのは現実的にそうなんだろうと思っておりますので、今
後、例えば、では我々の美術館で大学院が何か今、議論されている正にその実験的な制度改
革に向けて、このようなプログラムにすればいいのじゃないかって、前から考えてはいるん
ですけれども、実際それは何だということになると、非常にどこを目指してどういう人材を
養成するのがいいのかは非常に悩ましいという意見です。以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。問題意識として大中小と大きな博物
館、中ぐらいの博物館、小さい博物館とあった場合に、今、古田委員が言ったようにミュゼ
オロジーが必要なところは全部だけれども、それを1人が取っていいのかどうかというと
ころがあるかと思っておりますので、今後どうこれを展開していかなきゃいけないかと思っ
ております。大きな課題だと思えます。

栗原さん、お願いします。

【栗原氏】 ありがとうございます。今、古田先生から御指摘のあった点、御指摘のと
おりでございます。修士課程、大学院教育は二つ議論があつて、一つは美術であるとか考古

学であるとか、そういった自分の専門性において修士課程を必要とするのかという議論と、一方で博物館学においてミュゼオロジー、ミュージアムスタディにおいて修士を取得するという議論の二つがあると思うので、そこは分けて考えなければいけません。

これまで議論した中では、そこがどうも混同していることがあるんですけども、基本的に博物館学だけ学んだ人が博物館にやっても、なかなか仕事にならないのが現実です。エデュケーターとかそういう専門職であれば若干別ですけども。

ですから自分の専門性があった上で、そこに博物館学を学ぶという形で、その両方が修士課程レベルであるのが一番、ベストなのかもしれません。いずれかは考えていかなければならないのだらうと思います。

それと一点だけ、逢坂館長が先ほど言われていた点ですが、それはもう10年前にも同じ議論をしております。博物館、美術館というおっしゃり方をされましたが、それに博物館の中でも人文系と自然科学系があるというのがあって、更に自然科学系の中には動物園、水族館、植物園が入っていて、これを学芸員という一本の資格でいいのかと議論があったわけです。10年前の議論では、学部卒なので、そこはもう「ミュージアムベーシックス」として全ての館種に通じた基本を学ぶということで整理したところであります。

ですから、その高度化を図れというのであれば、また再び館種別という議論が出てきますので、これから博物館学芸員への高度化を考えれば、その館種別、専門種別をどう考えるかは改めて議論する必要があるのかと思っています。ありがとうございます。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。続いて、川端委員お願いいたします。

【川端委員】 今、古田先生の意見にもありましたけれども、ミュゼオロジー、博物館学が、十数年前までは現場にいると、大学で行われている博物館学と現場で必要とする博物館学というか実践論が、少し乖離しているのかという思いはあったんですね。そういう中で例えば上級学芸員になったり、一種二種が、なかなか現場からすると余りそぐわないという気持ちを持っていました。

自然史系の博物館で学芸員若しくは研究員ということになると、修士博士課程で一定の研究実績を持っていることと、博物館学的なそういう業績実績と全く別のものになってしまいうんですね。そこが、どうしたもんだらうと思ったんです。

ただ、科研費で博物館学の細目ができて以降、博物館学を大学に任せておくのではなくて、現場からも発信していく必要があるんじゃないかと今は、少なくともうちの博物館では考えています。

それと大学の博物館学研究者との共同研究も最近どんどん進めていますし、そういう中で、学芸員制度、実際にどういうのがいいんだろうかというのをこの場でももう少し詰めていければいいかと考えています。

大阪市の給料表とか、そういう資料をひっくり返してみると、今、私たちは大阪の職員ではなくなったんですけども、当時は給料表としては係長級として主任学芸員、その後研究副主幹、研究主幹、学芸課長クラスになって、その上に一応、統括学芸官という職位は用意されていて、実際にそれに発令された学芸員はいなかったと思うんですけど、一応大きな組織、大阪市ですから部長級まであった。それと今ここで議論している上級学芸員あるいは第二種学芸員と、また違いますし、その整合性というか、例えばこういう制度ができたから各市町村、都道府県も含めて尊重してくださいみたいな形で上手く理解してもらわないと、単に国からの通達では上手くいかないのだろうと考えています。

あと、逢坂委員からもありましたが、単に学芸員という一つの職種の議論に終わらせてはいけないのかと。自然史系でいうと標本のキーパーであったり、レジスターであったり、あるいはエデュケーターであったり、そういう。あと、もっと大きく言うとこれからの時代、ファンドマネジメントをすとか、そういう多種多様な人材を育成していかなきゃいけないのだろうと思います。大阪市の場合、地方独法になった関係で、公務員の定期的な異動が事務職員系でもなくなったことで、これからは私たち自身、事務職含めてどう育成していかなければいけないのかも考えています。

そういう意味でいうと、以前どこかでも話したと思うんですけども、事務系も含めた職員の研修体系、少し今回の議論から外れますけれども、そういうことも必要だろうと考えているところです。以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。先ほど半田委員から一般的なところというのは館長 1、学芸 1、会計等の総務の人が 1、が普通であるところが多いということでしたので、今、逢坂委員それから発言していただきました川端委員がおっしゃられたことが非常に望ましいんですが、どこからそれに人を割くか、増やしていくかが非常に大きな問題だろうと思います。東京国立博物館では、それを学芸から割いたんですね。だから美術史、考古の人が非常に多かったのが、そこが少なくなったので、その分野が若干弱くなった時期があります。いろいろな形でそれは増えてきて、学芸自体が充実してきたので、そのマイナス面はもう補填されたと思います。そこをどう設置者が考えてやっていけるかが課題で、本当に最善のところは考えなきゃいけないんですが、今後のそれも課題かと聞きました。

予定されていた 45 分が来てしまいましたので、まだ発言されていない先生方いると思いますが、また御意見を事務局にも寄せていただければ有り難いと思います。

次に、文化庁から文化観光推進法に基づく計画認定について、御報告をお願いいたします。

【折原参事官】 それでは私から文化観光推進法の計画認定を含めた取組について御報告します。資料 5 の 64 ページを御覧ください。前回の部会でも御報告しましたが、文化観光推進法は先の通常国会で成立しまして、5 月 1 日から施行されたところです。

経緯を申し上げますと、5 月の 29 日から 6 月 30 日まで、第 1 次募集を実施しまして、有識者の方々の御審査をいただき、8 月 12 日に 10 件の計画を初めて認定して発表したところです。こちらの計画については、65 ページを御覧ください。文化施設の機能強化の取組を定める拠点計画と、地域の総合的かつ一体的な取組を定める地域計画という大きく二つの計画があります。この 8 月に認定した 10 件の計画は拠点計画が 4 件、地域計画が 6 件でした。

66 ページを御覧ください。こちらが認定した 10 計画の一覧です。拠点計画がオレンジの枠囲みをしたもの、地域計画が緑の枠囲みをしたものです。地域的に見ますと、三大都市圏では東京と名古屋と大阪堺市で一つずつの合計 3 つ、それ以外の地方部で 7 つと、地域的には散らばっています。

64 ページにお戻りください。こちらの認定した計画に対しましては、文化庁の当初予算で約 15 億円を計上している文化クラスター推進事業、あるいは観光庁の連携予算などによって支援をしていくところです。

また、今後は、9 月末に計画の第 2 次募集開始を予定しており、これに向けて 9 月 7 日から申請前相談のプロセスを開始する予定です。

来年度に向けては、全国各地でこの文化観光の法律を活用した基盤整備を進めていきたいと考えており、予算、税制、金融などの総合的な施策パッケージによる計画支援の充実に取り組んでいきたいと考えています。予算につきましては前回の部会でも御報告しましたが、まず全国各地に広げていくために件数を増やしていくということと、また支援メニューを充実させていくことを検討しているところです。また、税制につきましても、地域の文化資源を活用する観点から、地域の古民家などの不動産である文化財の取得について、不動産取得税の特例措置を設けることを検討しているところです。また、金融につきましては、日本政策金融公庫による低利融資制度、こういったものを活用できるような制度を創設する

ことも検討しているところです。御報告は以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。それでは時間となりましたので、本日の議論は以上といたします。最後に文化庁から議論のまとめと事務連絡をお願いいたします。

【山田企画調整官】 文化庁の山田です。本日は冒頭、通信状況の悪い中、熱心な御議論をいただきまして大変ありがとうございました。本日の議論で幾つか今後の議論に繋がる御指摘を頂いたと思います。簡単に私の方でまとめさせていただきますと、まず1点目としては、従前から課題として挙げられていることですが、学芸員資格の高度化に関することがありました。これについてももう少し具体的な内容についての議論が必要ではないかということ、あるいは現場のニーズに合っているかどうかも含めて、さらなる議論が必要ではないかと御指摘がありました。また、多くを占める地方の小規模館ではこういったことが必ずしも当事者として捉えられないことがありますので、また別途のフォローが必要ではないかと御指摘もありました。

2点目に、学芸員の役割としまして、本来の調査研究以外の様々な機能役割が重要になってきていることを前提としまして、これを学芸員が対応するのか、あるいは他の専門的な人材が対応していくことで、そういった人材を養成していくのかの御議論がありました。

また、3点目に、更に関連しまして学芸員以外の館長あるいは事務職員含めて、館のマネジメント全体の在り方も考えていくことが必要ではないかと御意見も頂戴しました。こういった御意見を踏まえまして、事務局で改めて論点など整理した上で今後の議論の進め方について部会長と今後相談させていただければと思っています。

本日時間の都合で御意見頂けなかった先生方で何かありましたら、この後メールなり書面なりでお寄せいただければと思います。以上です。ありがとうございました。

【島谷部会長】 ありがとうございます。小林委員、宮崎委員、出光委員ほか御意見頂けなかった委員、何人かいらっしゃいますが、今、山田調整官から発言がありましたように、これは伝えておきたいというのがありましたら、遠慮なく事務局にお伝えください。

それでは、第2期第3回の博物館部会を閉会いたします。次回の第4回も引き続き、学芸員養成制度について議論できればと考えております。各委員におかれましては、次回もどうぞよろしくをお願いいたします。本日はありがとうございました。

— 了 —